

## 保育の必要性と認定区分

	保育の必要性	認定区分
下記の保育を必要とする事由に <u>該当しない</u> 場合	なし	1号
下記の保育を必要とする事由に <u>該当する</u> 場合	あり	新2号・3号

保育を必要とする事由		保育が必要なことを証明する書類 ※父母それぞれについて必要
<b>就労</b> ※月64時間以上	雇用主がある場合 (社員・パート・アルバイト等。内定も可。)	<p>○<b>就労証明書(兼産休・育休証明書)【市様式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社以外(支社や事業所)の代表者による証明でも可能です。</li> <li>・雇用期間が有期の方で、雇用(予定)期間が入園(希望)日より前に終了している場合、また、更新予定であっても雇用(予定)期間が申込締切日より前に終了している場合、就労している証明書類として受け付けできません。</li> <li>・在宅勤務の場合は、その旨を備考欄へ記入してください。</li> <li>・雇用期間が有期の方で、更新予定がある場合は、就労証明書にその旨を記載してください。</li> <li>・国の標準様式(簡易版)を使用していただいてもかまいません。</li> <li>・原則として事業主の押印が必要です。ただし、事業者が作成した証明であることを確認できる書類がある場合、押印省略可能です。</li> </ul> <p>&lt;事業者が作成した証明であることを確認できる書類&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 企業から就労証明書等の送付されたことがわかるメール画面等を印刷したもの</li> <li>② 本人名義の健康保険被保険者証(健康保険証)の写し             <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族(被扶養者)及び国民健康保険は除きます。</li> <li>・健康保険法等により、保険証の写しを添付する場合は、被保険者記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。</li> </ul> </li> <li>③ 直近1か月の給与明細の写し</li> </ol>
	自営業や報酬を受けている場合 (事業手伝いを含む。)	<p>○<b>就労状況申立書【市様式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立内容次第では、別途書類(開業届や実績が分かる書類等)を提出していただく必要があります。</li> <li>・実績がない場合、求職活動・起業準備として認定申請していただく場合があります。</li> </ul>
	農業従事の場合 (農業専従者を含む。)	<p>○<b>就労状況申立書【市様式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。</li> <li>・実績がない場合、求職活動・起業準備として認定申請していただく場合があります。</li> </ul> <p>○<b>農地基本台帳記載証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に農地がある場合、農政課(市庁別館7階)で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です</li> </ul>
	内職の場合	<p>○<b>家内就労(内職)証明書【市様式】</b></p>
<b>出産</b>	<p>【有効期間】出産月を含む前3か月～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで</p> <p>○<b>母子健康手帳の出産予定日の記載があるページの写し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八戸市の手帳の場合、妊婦保健指導報告書のページです。</li> <li>・八戸市以外の手帳の場合、可能であれば保護者以外が記入した出産予定日のページの写しを提出してください。</li> </ul>	

<b>疾病・障がい</b>	疾病・けが等	<b>○診断書【市様式】</b> ・市の様式以外は受け付けできません。 ・期間が有期の方で、認定（入園）希望日より前に終了している場合、書類を受け付けできません。
	障がい	<b>○次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し）</b> ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
<b>介護・看護</b> ※月64時間以上		<b>○介護・看護申立書【市様式】</b> ・介護・看護に係る時間について記入してください。 ・1日のスケジュールは、詳しく記入してください。 ・申立内容次第では、必要に応じて内容確認を行う場合があります。 <b>○診断書【市様式】 又は 次のいずれかの書類（写し）</b> ・介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの） ・障害者手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） ・施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
<b>災害復旧</b>	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	<b>○申立書【市様式】</b> <b>○り災証明書</b>
<b>求職活動・起業準備</b>	90日を経過する日が属する月の末日まで	<b>○求職活動申立書【市様式】</b> ・入園後3か月以内に就労証明書等を提出してください。
<b>就学・職業訓練</b> ※月64時間以上	修了日が属する月の末日まで ・自動車学校の場合は1か月間のみ。	<b>○在学（受講）証明書</b> <b>○時間割表・カリキュラム等（写し）</b> ・月の登校日数、1日の授業開始時間から終了時間が分かる書類を提出してください。 ※在宅は原則不可ですが、リモートで授業があるなど、時間的請託がある場合は、認定可能です。その旨が分かる書類も併せて提出してください。